令 和 第 百 年 十

号

二月十七 百百

区

分

居

宅

介

護

事

業 者

居

宅

介

護

事

業

所

類事居 業介 種護

名

称

所の所在地

名

称

所

在

地

年変 月月 日更

○右 ○右 ○右 台右 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… ○生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……… 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる指定介護機関の所在地変更の届出………………… 玉 .残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 告 目 同 同 同 同 示 次 政健 · 策 同同同 同同 同 同 福 課祉 : : : : : :  $\equiv$  $\equiv$  $\equiv$ 

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定………

みこ

ら

e V

課も

:

ᄪ

:

示

青森県告示第九十四号

旨の届出があったので、 する同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 次のとおり指定介護機関から所在地を変更した 第五十四条の二第四項において準用

X

分

介

護

名

青森県告示第九十五号

変更後

"

蔵調フ 館剤薬 店 局

変更後

ボルメ有 ットデ限 クーイカ社 スイカ社

管理 指導 養

松 森 町 店 吊 来 イン

九松弘 の森前 二町一大 一

変更

前

変更前

の 鷹 弘 前 市 大 字

する同法第五十条の二の規定により、 の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 同法第五十五条の三第二号の規定により告示する 次のとおり指定介護機関から所在地を変更した 第五十四条の二第四項において準用

令和一 一年二月十七日

青森県知 事 村 申 吾

称	予	
所主	防	
のた	事	
所る 在事	業	
世野地務	者	
類哥	事介 養護	
0	美護 0予	
<b>村</b>	重防	Ť
名	介	
	護	2
称	予	2
	防	
所	事	3
在	業	
地	所	1
年	変	l
月口	更	
	灭	=

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	
"		ボルメ有 ットディ クーィ スイカ社		
一 の の が が が が が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が に に が に に に に に に に に に に に に に	の鷹弘 所 所 一 八字	一館 一館 一館 一間 一道 一道 一派 一蔵 一派 一蔵 一派 一蔵	の鷹弘 六 町一八 八字	
"	"		管居介 理宅護 指療予 導養防	
蔵館剤薬 后局		松調フ 森剤ァ 町薬イ 店局ン		
一館鰐南 の字町津 一道大軽 添字郡 一蔵大		九松弘 の森前 二町一大 一字		
<i>"</i>		元令 n - -		

# 青森県告示第九十六号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

もり 有限会社みち	市薬剤師薬局株式会社弘前	名称	居宅介護
田一六六の二 大字梅内字鬢 三戸郡三戸町	の一 田三丁目一四 弘前市大字富	の 所 在 地	事 業 者
"	管理 指導 養	0	居宅 介護
薬局の調剤	薬局土手町	名称	居宅介護
一大三 一ク 一二日町 一 日町町 町町町	一 手町一八一の 小 の の	所 在 地	事業所
元・二・三	元令 	年月日	廃 止

# 青森県告示第九十七号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

令和二年二月十七日

青森県知事

村

申

吾

市薬剤師薬局 田三 の一	名称を	介護予防事
   丁目   日一四   四富	所 在 地	業者
管居介 理宅療予 指養防	0	事介   漢   予   重防
薬局土手町	名称	介護予
一手町一八一の 弘前市大字土	所 在 地	防事業所
元令 二 二 三 三 三 三	月	廃 止

青森県告示第九十八号

で、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったのの規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったのの規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったのの規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったのの規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったのの規定により、次のとおり指定外護機関から所在地を変更した自然の国法第五十条の二第二号の規定により告示する。

令和二年二月十七日

	_		
	₹		
	<del>}</del>		
名	居		
T.L.	宅		
- 称	介護		
所主 のた	事		
所る 在事	業		
地務	者		
<b>9</b>	類事居 業宅 の介 種護		
名	居		
称	宅介		
所	護		
在	事業		
地	所		
年変 月 日更			

青森県知事 三 村 申 吾

の規定により、 青森県告示第九十九号 変更後 変更前 ボルメ有 ットデ限 クーイカ社 の鷹弘 高 原 正 町 一 八 ス 管理 指 導 松 森 瀬 薬 涓 ト ス ア イ ン 九松弘 の森前 二町十大 一字 元令 <u>:</u>和 ·

る生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったの

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	D 分	
ットラ	ボルメ有 ットデR クーイ会 スイカ社		介護予
一 一 の 一 が 一 が 一 派 一 武 大 で で 大 で で 大 で で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 で 、 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の 鷹 所 一 八 ア	所の所在地	防事業者
管居介 理宅護 指療予 導養防		類事介 業 業 予 種防	
松 森 町 店 局		名称	介護予
九松弘 の森前 二町一大 一字		所 在 地	防事業所
元令 ·_和 ·_		年月日	

### 青森県告示第百号

偶者の自立の支援に関する法律 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ

> 保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 の規定により、 る生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二 の例によるものとされた生活保護法 次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活 (昭和二十五年法律第百四十四号。 以下 「例によ

令和一 一年二月十七日

青森県知事 村 申

吾

有限会社みち	市薬剤師薬局	名称	居宅介護
田一六六の二 三戸郡三戸町 二世町	の一 田三丁目一四 弘前市大字富	の 所 在 地	選事 業 者
"	管 理 指 導 養	0	事居 と を 会 で で 護
薬局の調剤	薬局土手町出前市薬剤師	名称	居宅介書
一の一 大字二 日町 一 町 一	一 手町一八一の 引 市大字土	所 在 地	護 事 業 所
元二三	元令 二 三 三 三	年月日	

青森県告示第百一号

偶者の自立の支援に関する法律 保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 の規定により、 る生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二 の例によるものとされた生活保護法 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、 (平成六年法律第三十号) (昭和二十五年法律第百四十四号。 第十四条第四項においてそ 例による生活 以 下 「例によ

令和二年二月十七日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

名 称   主たる事務所	介護予防事業者	
名 称 所 在	   作業では   介護・子 防 事 業	
  年	所廃	
月上		

名

称

保険調剤薬局ファーマシー

### 青森県告示第百二号 市薬剤師薬局 の田三丁目 田三丁目一四 日一四 管居介 理宅護 指養防 薬局土手町 一手町一八一の 一手工工

元令 二·三 三

令和二年二月十七日

定により公示する。

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

青森県知事 三 村 申

弘前市大字代官町九一 在 の 三 地 二令 ·和 三· 一 月 日定

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円七十三銭 毎週月・水・金曜日発行

所 年指 吾